

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 7 日

香川県病院事業管理者 槇 野 博 史

香川県病院局管理規程第 4 号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 16 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における附則第 13 項及び第 14 項の規定の適用については、附則第 13 項各号及び第 14 項中「8, 250 円」とあるのは「 <u>8, 830 円</u> 」と、「4, 125 円」とあるのは「 <u>4, 415 円</u> 」とする。	附 則 16 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における附則第 13 項及び第 14 項の規定の適用については、附則第 13 項各号及び第 14 項中「8, 250 円」とあるのは「 <u>8, 650 円</u> 」と、「4, 125 円」とあるのは「 <u>4, 325 円</u> 」とする。

- 附 則
(施行期日等)
- この規程は、令和 8 年 8 月 21 日から施行する。
 - 改正後の香川県病院局企業職員の給与に関する規程（次項において「新規程」という。）附則第 16 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(救急病院看護業務手当の内払)
 - 改正前の香川県病院局企業職員の給与に関する規程附則第 13 項、第 14 項及び第 16 項の規定により支給された救急病院看護業務手当は、新規程附則第 13 項、第 14 項及び第 16 項の規定による救急病院看護業務手当の内払とみなす。